

熊本県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成24年度、平成25年度及び平成28年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

平成30年1月5日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 熊本県監査委員 | 豊 | 田 | 祐 | 一 |
| 同 | 竹 | 中 | | 潮 |
| 同 | 城 | 下 | 広 | 作 |
| 同 | 池 | 田 | 和 | 貴 |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|----|-----|-------------------|----------|---|---|
| 1 | 22 | - | 特別会計に関する県議会審議について | 意見 | 特別会計に関する県議会の審議状況を常任委員会議事録で確認した。担当課から説明がなされ、各特別会計に関する審議がなされているが、特段に時間を割いての審議はなく、特別会計に大きな問題はないと判断した。 | 監査人から報告不要の回答有 |
| 2 | 23 | 財政課 | 特別会計の繰越金の水準について | 意見 | 平成28年4月に発生した熊本地震からの復旧・復興に向けて、今後、多額の予算を必要とすることになる。この資金をどのように調達するかが大きな課題である。国からの支援、県債の発行によるところが大きいためであるが、各特別会計における事業計画を見直し、そして必要額以上の繰越金を一般会計へ繰り出すことによって一部資金を捻出することも検討する価値がある。 | 平成30年度当初予算編成作業の中で、各特別会計における妥当な繰越規模を検討していく。 |
| 4 | 27 | 財政課 | 未収金の管理について | 意見 | <p>未収金対策強化について</p> <p>熊本県が実施する貸付事業は複数存在しており、各事業において未収金対策が課題となっている。熊本県では、未収金対策連絡会議(平成15年設置)において、未収金対策強化に向けた取組みを推進している。未収金の未然防止や回収に向けた取組み等のノウハウを共有するなど、全庁的に債権管理事務の適正化を図っている。</p> <p>今後は、弁護士、債権回収実務経験者等を活用し、更に未収金対策を全庁的に取組強化していくことが期待される。</p> <p>違約金の調定のタイミングについて</p> <p>違約金の調定については、「熊本県会計規則」に明示されていないために、取扱いがまちまちになったり、違約金が調定されないリスクが存在する。例えば、最終元金償還後に違約金を調定するにしても、途中の違約金に関する情報を元金残高情報と一緒に作成し、管理簿を「見える」形にしていけることが大事である。</p> <p>不納欠損処理の実務上の手続きについて</p> <p>現状、不納欠損処理については、金額にかかわらず会計管理者の合議後の知事決裁となっている。この不納欠損処理までの一連の作業として、担当者が調書を作成し、管理事務所所長、課長、監理課長、部長、会計課長、出納局長、副知事、県知事の決裁を得ている状況である。</p> <p>確かに未収債権を、徴収できないものとして処理することから、厳密な手続が求められ、安易な不納欠損処理があってはならないが、業務の効率性を勘案して、不納欠損処理の知事決裁を受けるまでの一連の決裁について、数値基準を設けるなどの運用方法の検討が必要であると考え。</p> | <p>今後も未収金対策強化に向けた取組みを推進し、債権管理事務の適正化に努めていく。</p> <p>違約金の額は、各違約金に係る各未済元金が償還された時点で、その都度確定することから、違約金の調定は、特段の合理的な理由がない限り、確定する度に、その額を調定するのが原則であると考えている。</p> <p>不納欠損処分の決議については、会計事務に関する重要な事項であるため、会計規則上も会計管理者の合議を必要としている。</p> <p>公債権の不納欠損処理については、公金の適正な管理の観点からは慎重にあるべきとの前提に立ち、どこまで手続きの簡素化ができるか、十分議論する必要があると考えている。</p> |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|----|---------|----------------|----------|--|--|
| 5 | 29 | 財政課 | 県債管理について | 意見 | <p>財政課と会計課の情報の共有について 現在、県債の発行管理については総務部財政課が担当している。また、熊本県の余剰資金については、出納局会計課が一括して運用を行っており、財産運用収入を各課に分配している。</p> <p>運用のスパンと、資金調達スパンには違いはあるが、定期的に情報を交換する機会を設け、情報を共有することで、資金の調達・運用面により適切な意思決定に資するものとする。</p> <p>より幅広い民間資金の活用について 現在熊本県が銀行等引受債の発行のために活用している金融機関は、地銀2行、熊本県内の信用金庫4庫、九州労働金庫である。</p> <p>平成20年度までは民間資金(市場公募債及び銀行等引受債)の割合は8割強であったが、平成21年度以降は経済対策の実施や臨時財政対策債の増加等により、公的資金の割合が増加した。その後、公的資金割合は減少傾向となったことから、平成27年度の民間資金割合は7割弱となっている。</p> <p>より広い範囲で調査を行い、低い金利で調達できる可能性を模索する必要がある。</p> <p>今後、ますます民間金融機関からの資金調達の重要性が増すものとする。ことからこれら以外にも、保険会社、JAバンク等の金融機関の活用も検討する必要があると考える。</p> | <p>資金調達サイドから情報収集した金融機関等からの最新市場動向など、運用に有益な情報を適宜提供することにより、低金利政策下においても有効な資金運用に資するよう、今後とも情報共有にしっかり取り組んでいく。</p> <p>リスク分散の観点から、以前取引実績のあったJAバンク(農林中央金庫)との意見交換を平成29年4月及び5月に実施。今年度分の借入時(平成30年5月予定)には、先方の意向を考慮しつつ状況を見極めたうえで、より効率的な資金調達となるよう取り組んでいく。</p> |
| 6 | 53 | 商工振興金融課 | 高度化資金制度の運用について | 意見 | <p>設備導入資金事業は、平成33年3月末で廃止となるが、同時に行っている高度化資金事業については、平成33年4月以降も継続して実施する予定である。現時点では当該特別会計を廃止して、新たに高度化資金のための特別会計を設置するか、それとも現在ある特別会計をそのまま利用するか否かは未定である。</p> <p>高度化資金事業については、特別会計を設けて管理するほどの事業規模はなく、特別会計を設けず、一般会計の中で制度を運用することを検討してはどうか。</p> <p>特別会計を設置せず、一般会計の中で当該制度を運用すれば、繰越金が有効に利用できるようになる。</p> | <p>中小企業振興資金特別会計は法律により設置された特別会計であり、小規模企業者等設備導入資金の設備貸与資金の国への償還が終わる平成33年8月までは従前の例により特別会計で経理しなければならないと定められている。</p> <p>平成33年4月以降については、高度化資金の貸付償還等が残るため、中小機構からの債権を管理していくうえで、少なくとも高度化資金の約定償還が続いている間(平成40年まで)は特別会計で管理した方が良いと考えている。</p> <p>なお、繰越金については平成27年末には16.8億円だったが、制度廃止(平成27年3月)に伴う貸付原資の国庫償還により平成28年度末には5.89億円に減少した。さらに、熊本地震における被災中小企業施設・設備整備支援資金の貸付けを実施したこと等から平成29年末には3.1億円に減少する見込み。</p> |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|----|---------|---------------------------|----------|---|--|
| 7 | 53 | 商工振興金融課 | 徴収停止の制度について | 意見 | <p>当該特別会計には、多額の収入未済額が存在する。債権の回収停止或いは免除にかかる要件を明文化し、例えば、徴収停止をした債権について、保全業務の何を省略できるか等を定め、事務の効率を図るべきである。</p> <p>但し、安易に債権カットとならないように慎重な対応が必要である。</p> | <p>徴収停止事務に関して、これまで、全庁横断的組織である未収金対策連絡協議会(所管:財政課)作成のマニュアルにも記載がなく、課内で策定している債権管理マニュアルにも記載がなかったため、財政課と協議した結果、協議会作成のマニュアルに徴収停止に関する項目と、徴収停止後に省略できる業務が明記されたところである。(平成29年1月30日改定)</p> <p>これに準じて本課マニュアルも徴収停止の具体的事務の記載及び徴収停止後は省略した保全業務に移行することを明記した内容に改定する作業を行っているところ。</p> <p>また、徴収停止後に資力回復が確認されれば徴収停止を解除する規定をマニュアルに盛り込む予定であり、保全業務の省略が安易な債権カットにつながらない内容としたい。</p> |
| 8 | 53 | 商工振興金融課 | 熊本県による直接支援から、間接支援への転換について | 意見 | <p>融資業務は非常に専門性が高く、特に融資時の審査業務は高い経験と知識が必要とされる。これに対して、熊本県の融資においては、中小企業診断士の協力はあるものの、基本的には県職員が融資業務を実施していることから、経験及び知識のうえで一定の限界が存在する。</p> <p>当該融資制度の趣旨は経営上のリスクが高く、金融機関の融資を受けることが困難な中小企業に対して、熊本県が融資することで、中小企業の経営を支援することにある。よって、熊本県が直接融資することは絶対的に必要な要素ではないと考える。</p> <p>直接融資するのではなく、間接支援に切り替える方向性が必要であると考え。</p> | <p>決算特別委員会での意見も踏まえ、平成27年度から中小企業協同組合等設備促進利子補助金を創設し、設備投資を行うため経営革新計画の承認を受けて金融機関からの借入れを受けた場合に、高度化資金との利子の差額を補助する制度を整備している。</p> <p>今後も、県の直接融資の相談案件については、金融機関や商工団体を通じた融資制度または利子補助制度を利用できるように間接支援への転換を進めていく。</p> <p>なお、高度化資金の貸付けについては、都市計画法上の優遇措置や税制上の特別措置を受けることができるなどの制度上のメリットもあることから、他の融資制度と比較検討したうえで、一つ一つの貸付条件等を精査し慎重に対応していく。</p> |
| 9 | 60 | 企業立地課 | 城南工業団地普通財産貸付要綱について | 指摘 | <p>城南工業団地普通財産貸付要綱では、すべからく事業用定期借地権の設定(10年以上30年未満)を締結するものとされているが、一部に県有普通財産貸付事務処理要領に基づいた貸付契約が存在し、3年で契約されているものが存在する。現実にあわせるなら、城南工業団地普通財産貸付要綱の修正が必要である。</p> | <p>城南工業団地の貸付要綱の修正に併せて、他の県有団地についても改正を進めており、修正(案)を作成中である。</p> |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|----|-------|---------------------------|----------|---|--|
| 10 | 60 | 企業立地課 | 城南工業団地の譲渡先の資力の確認の不明瞭さについて | 指摘 | 譲渡先の選定にあたって判断基準を明確にすべきであり、基準を満たさない選定にあたってはその判断根拠を文書化すべきである。 | 目安となる財務基準の設定ほか、事業継続性や信用性など、分譲に当たっての判断根拠を文書として残していくことを方針として決定している。 |
| 11 | 62 | 企業立地課 | 事務効率の改善について | 意見 | 貸付料の改定に伴い必要とされる保証金の額も変更になるため、その都度、差額の精算がなされているが、費用対効果を鑑み、例えば、貸付料の改定が2万円以内の場合、保証金の額は据え置きにする等事務簡略化を検討してはどうか。 | 貸付料の改訂については、貸付要綱に定めているものであり、番号9の修正に併せて、改正を進めているところであり、修正(案)を作成中である。 |
| 12 | 67 | 港湾課 | 固定資産管理について | 指摘 | 港湾法施行規則第14条第4項に基づく港湾台帳の管理が、適切に行われていない。 | 港湾台帳の整理については、本年度中に物品等に関する調査に着手し、調査完了後、速やかに港湾台帳に反映させる。 |
| 13 | 68 | 港湾課 | 繰越金の水準について | 意見 | 繰越金の残高の適正性を検証するために、直近5年間の繰越金の残高の推移を把握し、その増減を確認したところ、繰越金の直近5年間の推移は、平成23年度229,799千円、平成24年度113,987千円、平成25年度256,811千円、平成26年度541,850千円、平成27年度510,564千円である。平成27年の繰越金内訳は、港湾修繕事業130,637千円、物流拠点機能向上事業で250,000千円、その他余裕金129,927千円である。直近5年間では、結果的に増加の傾向となっている。平成26年度、27年度は、500百万円超の繰越金となっているが、年度末をまたいだ港湾修繕事業を実施していること及び八代港の物流拠点機能向上事業を実施していることが主な要因である。 八代港の物流拠点機能向上事業は、平成26年から平成29年にかけて行われている事業であり、現在進行中のものである。翌年度繰越についても、繰越明許費設定申請書を作成のうえ、議会承認を経ており、適正な手続きのもと繰り越されている。 また、物流拠点機能向上事業は、八代港のコンテナターミナルの移設が主な内容であり、その事業内容からすると、繰越金額についても異常に多額なものではないと考える。 | 八代港の物流拠点機能向上事業については、平成26年から4年間で新コンテナターミナルを移設拡充し、大型ガントリークレーンを設置する大規模な整備である。 繰越の主な要因は、ガントリークレーンの整備に係るもので、技術的検討が必要となったため、時間を要し、やむなく繰越したものである。現在は、計画通りに平成29年度の完了で、整備を進めている。引き続き、事業の進捗管理を行いながら、計画的な予算執行に努めていきたい。 |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|----|-----|-----------------------------|----------|---|---|
| 14 | 68 | 港湾課 | 固定資産の管理及び有効活用について | 意見 | <p>八代港管理事務所、熊本港管理事務所を訪問し、現地視察した際に、実質的には使用されていない、遊休の施設が見受けられた。フェリー航路の廃止により、使用されなくなったターミナル等である。現状、固定資産については、港湾法及び港湾法施行規則で定められている港湾台帳の整備、それ以外の固定資産については熊本県財産条例に準じて管理を行っている状況である。</p> <p>しかし、港湾法及び港湾法施行規則並びに熊本県財産条例では遊休資産に関する規定がないため、港湾施設については、遊休資産の調査の有無や、遊休資産が発生した場合の対応等のルールがない状況である。</p> <p>なお、港湾施設等の特別法等に基づき管理している施設以外の県有財産については、「未利用財産の利用調整及び処分の手順」を定め、随時、遊休資産の処分等を行っている。資産の有効活用の観点から、遊休資産の発生の確認手続、その後の資産の活用方法の検討等を一定のルールとして規定を設けることを検討すべきである。</p> | <p>港湾施設の遊休資産の状況については、調査を行うのではなく、使用許可の変更等がなされずその施設が遊休施設となった時点で随時把握し、確認している。その場合には、各港管理事務所等において港湾施設の配置図にその旨を記載するなどして遊休資産の管理を行っている。</p> <p>遊休資産の活用については、「港湾施設の有効利用に資する」と認められるものに対して行ってきており、今後もこの基準に照らし合わせ、申請者の経営状況等も踏まえ対応していきたい。</p> |
| 15 | 73 | 港湾課 | 熊本港周辺海域漁業振興事業補助金で購入する物品について | 指摘 | <p>熊本港周辺の漁業者に対する漁業補償として、1漁協5百万円を限度に毎年熊本港周辺海域漁業振興事業補助金支出しているが、その補助事業対象は、漁業組合が行っている活動をほぼ網羅的に記載されていることから、結果的に補助金を何にでも使用可能な状態になっている。</p> <p>他の補助事業と同様に詳細な要件を課し、漁業の振興に本当に関連のある支出だけに絞る必要がある。</p> | <p>今年度の申請前に対象となる各漁協に対して、漁業振興に真に関連する物品等を対象とするように説明を行ったところ、漁協からはその説明に基づいて申請がなされている。</p> |
| 16 | 75 | 港湾課 | 繰越金の水準について | 意見 | <p>平成26年度に一般会計に358百万円を繰出し、現在5億円の繰越金が特別会計に存在しているが、この5億円を残した根拠については特に存在していない。</p> <p>当該特別会計については、用地を売却した収入によりその後の分譲に係る費用や管理費用を賄う目論見であったが、開発コストの高騰により分譲価格が高くなり、熊本港の用地売却が思ったように進まなかったことから、第二次分譲計画も棚上げとなり、資金の当面の使用予定もない。</p> <p>今後の事業展開を検討したうえで、必要な繰越金の水準を求め、適正な繰越金残高を維持することが必要である。</p> | <p>繰越金の5億円については、明確な根拠を見出せていないが、将来の第2次分譲予定地の造成等を見越したものと推測される。</p> <p>今後、急を要する調査等に備えるために5億円の繰越金は必要なものとする。</p> |
| 17 | 76 | 港湾課 | 補助金支給後の検査について | 意見 | <p>補助金で購入した資産については、耐用年数が経過するまでは勝手に処分することが禁じられているが、耐用年数経過までの期間における実在性の確認の有無についてヒアリングしたところ、現在積極的には確認していないとのことである。</p> <p>現実に保有しているか否か、定期的に検査をすることが望まれる。</p> | <p>毎年、漁業振興事業の検査を行う際、過去の補助対象物件についても確認し、保有状況を確認している。</p> |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|----|-------|-----------------|----------|---|---|
| 18 | 76 | 港湾課 | 漁業補償について | 意見 | <p>熊本港の漁業補償については、埋め立て時に消滅補償を実施したうえで、さらに熊本県熊本港周辺海域漁業振興基金を設置し、漁業補償を現在も継続している。熊本港の漁業補償が長期継続している理由としては、熊本港は現在も埋め立てが継続しており、影響が確定していない点が考えられるが、金額の根拠が存在しておらず、また他の漁協との公平性の観点からも補償としては問題があると考えられる。</p> <p>今後同様の漁業補償が発生した場合、今回の反省を生かし、公平性のある明瞭な基準による漁業補償がなされることを希望する。</p> | 漁業補償が発生した場合、様々な状況が想定され、統一的な対応は難しいものとする。 |
| 19 | 77 | 港湾課 | 熊本港の事業計画見直しについて | 意見 | <p>熊本港の整備事業は昭和46年にスタートし、昭和50年に計画を決定、昭和54年に熊本港大橋工事に着工し、平成5年に開港しているが、周りは遠浅であることから、大型船の入港が困難であり、港の利用にも制約がある。さらに、毎年浚渫作業のために多額の費用が発生しており、熊本港を使用する以上は今後も多額の維持費が発生し続ける。</p> <p>熊本港は開港から分譲がなかなか進まず、現在も第二次分譲の予定が立っていない状況下で、熊本港の位置づけを再検討し、臨海工業用としての造成事業を継続するか否かを再検討する時期にあると考える。</p> | <p>熊本港の分譲地については、第一次分譲地の約95%に企業が立地しているが、ほとんどがリースであり、売却が進んでいない状況。</p> <p>第二次分譲予定地については、当面、短期の貸付で利活用を図り、造成については慎重に検討したい。</p> |
| 20 | 82 | 下水環境課 | 指定管理者の公募期間について | 意見 | <p>平成23年度の包括外部監査への改善措置により一定の改善は見られたものの、アンケートの実施、公募期間の見直し等で入札者数の拡大を図り、競争性の確保が実現されるような取り組みが望まれる。</p> | 平成33年度の次期指定管理者の公募に際しては、今回の公募期間(1か月程度)をより長く確保する方向で公募できるよう申し送りすることとしている。 |
| 21 | 83 | 下水環境課 | 指定管理業務の契約相手について | 意見 | <p>指定管理業務の契約相手の実態把握については、過去の包括外部監査でも議論されているが、ガバナンス面など、まだ、十分でない案件が存在した。実地調査では、入出金が伴う部分の調査に留まっているため今後は、指定管理者の実態やガバナンスに関してまで調査を行うことが、契約相手の妥当性を判断するうえで重要と考える。</p> | 指定管理者に監査結果の説明を行ったうえで、実地調査において、指定管理者構成企業による管理運営への関与、出向者に係る管理についても調査を行った。 |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|----|-------|-------------------|----------|--|---|
| 22 | 83 | 下水環境課 | 需用費の計上について | 意見 | 特別会計と一般会計に共通して発生する需用費に係る予算の使い方について、ある広域事務所において、特別会計予算額を7月までの費用に振り分け、8月以降は一般会計としている事案があった。 予算金額はわずかな金額であっても、予算額を超える部分は一般会計としたのでは、当該特定事業の特別会計が実際に反映したものとならない。効率的に事務を行う意識は大事であるが、実際の執行に沿った処理を行うべきである。 | 平成30年度当初予算要求時に出先機関から、所要額や予算の執行について意見を聴取し、平成30年度の予算執行から実際の予算執行に沿った処理を行う方向で改善に取り組むこととした。 |
| 23 | 83 | 下水環境課 | 使用備品整理簿への計上基準について | 意見 | 熊本県物品取扱規則の運用(通達)において、公印、執務用の机、椅子、ロッカー等は30,000円未満でも使用備品整理簿で管理する必要があり、適正に記載されていたものの、所管課へのヒアリングの時点では記載の必要性について明確な根拠は得られなかった。記載漏れを防ぐうえで、熊本県物品取扱規則の運用について(通達)の周知徹底が望まれる。 | 物品管理担当者を研修へ派遣し、知識の習得を図った。 |
| 24 | 91 | 団体支援課 | 繰越金の水準について | 意見 | 過去5年の林業・木材産業改善資金事業実績からすれば、5年間の貸付件数:68件、5年間の貸付実績:164,898千円であり、一件当たり貸付平均金額は2,500千円弱である。数値上は、償還額からだけでも新規貸付32件分の回収がある状況である。 今後、資金需要が減少する一方貸付金の回収が進めば更に繰越金は増加するものとする。当該林業・木材産業改善資金事業に必要な資金の見直しを行い、超過部分は一般会計へ繰り出すべきである。 | 「林業・木材産業等改善資金」貸付金の利用低下による造成資金の滞留の増加は全国的傾向であり、林野庁が都道府県に対し示した資金の国庫返還(自主納付)の考え方に基づき、本県は、平成22、28年度に一部資金の国庫返還と県の一般会計への繰出しを行った。 すでに改善に着手しているが、林野庁の示す都道府県による自主納付額の検討は、毎年行うこととされており、今後も継続して改善を進める。 平成22年度の削減額 9,150万円 (国庫返還:6,100万円、一般会計繰出し:3,050万円) 平成28年度の削減額 1億5,000万円 (国庫返還:1億円、一般会計繰出し:5,000万円) |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|-----|----------|---------------------|----------|--|---|
| 25 | 95 | 団体支援課 | 事業の効率性について | 意見 | <p>本事業の目的として、「沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資すること」が挙げられているが、このうち「漁業生産力の増大」に対して本事業がどの程度効率的に機能しているかを数値上で確認できるようにするため、1つの分析の試みとして漁獲高を切り口として他県との比較を行った。単位漁獲高当たりの貸付金残高について、データの取得できた10自治体のうち、熊本県のみが1万円を超えて25千円に達している。</p> <p>事業の効率性を検討するうえで、漁獲高と沿岸漁業改善資金の貸付だけをもって、事業の効果(効率性等)を考える事には無理があるかもしれないが、当該事業規模を検討する上で参考にして頂きたい。</p> | <p>監査意見で例示された単位漁獲高当たりの貸付金残高は、漁獲高のみを基に漁場環境に違いのある他県と比較するのが困難なため、指標として使うことは不合理。</p> <p>需要に応えるだけの資金規模を過不足なく維持することが適正な事業規模と考えると、資金造成額に対する貸付残高の割合を事業の効率性の一つの指標とみることができ。</p> <p>この指標によれば、平成28年度末時点で、全国平均(27.5%)に対し、本県は全国6番目の51.2%と比較的高い利用割合であり、適正な規模で事業の効果が出ているといえる。</p> |
| 26 | 103 | 子ども家庭福祉課 | 支援員の活動に関する経費の負担について | 指摘 | <p>支援員の旅費交通費等の活動費について、支援員の活動報告書をもとに時間集計するなどし、関係する事業で実態に即して按分負担することが妥当であるが、現在行われていない。</p> | <p>指摘を踏まえ、平成29年度当初予算から活動経費を特別会計から支出するように改善した。</p> |
| 27 | 103 | 子ども家庭福祉課 | 繰越金の水準について | 意見 | <p>繰越金については、一定の算定ルールが存在しており、算定式で求めた金額以上に繰越金が発生した場合、超過額について国に返還する必要がある。</p> <p>現時点ではこの限度額を超過していないが、当該繰越金について、貸付状況を踏まえた適正残高を求め、これを超過する部分について国に返還することとすれば、3分の1については熊本県も一般会計に繰り入れることができ、財政に余裕が出る。直近の貸付状況を考慮した繰越金残高に抑制し、できる限り余分な資金を特別会計で拘束することを避けるべきである。</p> | <p>近年の貸付実績等を踏まえ、繰越金が過大にならないよう、平成30年度当初予算要求時の積算から改善予定。</p> |
| 28 | 104 | 子ども家庭福祉課 | チェックリストの作成について | 意見 | <p>融資の申請書類の提出について、支援員が個人的に作成したものは存在しているものの、熊本県として統一されたチェックリスト等は存在していない。</p> <p>融資業務の品質を維持し、また利用者の利便性、効率性を考えると、統一されたチェックリストを作成する必要がある。</p> | <p>支援員が独自で作成した任意様式(家計簿等)については、各支援員の自主性を尊重してきたところ。</p> <p>これに加え、支援員に対しては、「貸付事務の手引き」を作成し研修等も行っている。</p> <p>チェックリストについては、支援員にも確認のうえ、必要性が低いと考える。</p> |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|-----|----------|----------------------|----------|--|---|
| 29 | 104 | 子ども家庭福祉課 | 支援員の契約形態について | 意見 | 当該事業の支援員は短期雇用契約であり、最大10年まで契約の延長が可能となっている。 融資に関する業務は、非常に専門的知識が要求されるものであり、支援員の雇用条件について、長期安定的な契約とすることで、より利用者及び熊本県にとって利便性が上がる可能性もある。 | 意見の趣旨は理解できるが、他の非常勤職員の雇用条件等を踏まえれば、直ちに改善を図ることは困難。 |
| 30 | 104 | 子ども家庭福祉課 | 制度の利用率向上のための努力について | 意見 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付額の推移をみると、ここ数年減少傾向がみられる。 熊本県の融資制度に関するホームページを充実させ、対象者が閲覧する可能性が高いサイトにリンクを貼る等、若い世代の目につくような広報手段を検討する必要がある。 | 当該事業を含めたひとり親家庭等への各種支援施策をまとめたサポートブックを作成し、県や市町村のHP、NPO法人等のHPやフェイスブック等に掲載するとともに、各種講演会等での出張事業説明会を行うなど制度周知の強化を図っている。 |
| 31 | 105 | 子ども家庭福祉課 | 市町村との連携について | 意見 | 当該事業における融資の申請窓口は市町村であり、それを地域振興局で審査する流れとなっている。このため、制度に関する情報は、市町村が運営するホームページに掲載していることが多い。 熊本県がホームページの内容を充実させ、これに各市町村はリンクを貼るようすることで、市町村のホームページの更新の負担を軽減或いはホームページのコンテンツを提供し、熊本県が作成しているホームページと同程度の情報提供ができるホームページの作成を支援する必要がある。 | 30と同じ |
| 32 | 106 | 子ども家庭福祉課 | 同種の目的を持つ他の事業との連携について | 意見 | 母子父子寡婦福祉資金と同様の機能をもつ事業として、育英資金事業が存在するが、育英資金の方でも成績基準を無くしていることから、実質的に制度の対象者が重複している。両方の融資制度の条件を満たしている場合、いずれの制度を薦める方針となっているかヒアリングしたところ、現時点では特に両部署での調整はとられていない。 状況に応じていずれの制度を薦めるべきか、両課での検討が必要である。 | 両事業の条件(貸付額、利息、償還期間等)が異なることから、各申請者が選択できるよう、情報提供や助言者の理解向上について関係機関と連携を図っていくこととしている。 |
| 33 | 106 | 子ども家庭福祉課 | 未収金について | 意見 | 未収金が発生している原因について支援員にアンケートを実施した。 未収金が発生する原因を把握し、当該事業の制度理解、納付方法の利便性の向上、支援員の増員等検討すべきである。 | 未収金対策として、振興局ヒアリング等による発生原因の把握や償還者との面談等による制度理解の促進や償還意欲の醸成等の取組みを鋭意進めている。 |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|-----|-------|----------------------------|----------|---|---|
| 34 | 112 | 高校教育課 | 予算要求資料通知書の整備について | 意見 | <p>予算編成は年度の実習計画に基づいて、実習に必要な支出額及び実習による売払収入等の収入額を数値化することで、収支の側面から実習計画に寄与する重要な役割がある。</p> <p>予算編成作業の精度を上げるために、予算要求資料通知書について、基本的な考え方、収入の考え方、支出の考え方など必要な情報が明記されるよう、見直しが必要である。また、所管課である高校教育課においても、見直された予算要求資料通知書に基づいて予算編成されているかのチェック体制を整えることが必要である。</p> | 関係高校、高校教育課及び農業大学校(外部メンバー)の教職員をメンバーとするワーキング・グループを平成29年10月から設置して検討を始めた。平成31年度予算要求時期までを目途に、ご意見を踏まえたくうえで、検討を進めていくこととした。 |
| 35 | 112 | 高校教育課 | 歳出金額とする光熱水費相当額について | 意見 | <p>実習に係る光熱水費については、一般教育と実習教育での使用が混在しており、実習に係る実費相当額の算出が困難である。そのため便宜的に、平成19年度以降、過去の財産売払収入(平成27年度においては平成22年から25年度の平均値)の7%相当額を光熱水費相当額として一般会計へ繰出している。</p> <p>しかし、光熱水費については、畜産、林業園芸、食品加工など各学校で実習の内容により異なるものである。そのため光熱水費相当額の算定にあたっては、各学校の過去のデータ及び実習内容をもって算定し、学校ごとの管理が妥当と考える。</p> <p>また、光熱水費相当額の算定については平成19年度以降、変更されておらず、電気料金及び水道料金の改定もあることから少なくとも3年に1度の見直しは必要である。</p> | 34と同じ |
| 36 | 113 | 高校教育課 | 各学校の繰越金の使用を当該学校に限定することについて | 意見 | <p>各学校の過去の収支差額である繰越金については、繰越金の生じた学校にそのまま帰属し、翌年度以降の実習経費として使用されているが、繰越金の推移をみると、残高に大きな差異がある。</p> <p>実習に係る支出については、すべての支出が実習に係る収入で賄われているわけではなく、実習棟の建設や多額の設備投資など産業教育設備整備として一般会計での負担となる場合もある。この様なことから、繰越金の使用については、学校ごとに限定するのではなく、繰越金残高の大きい学校から少ない学校への振り分けなど当特別会計内で実習資金の活用を図り、熊本県全体の農業高校に対する実習教育の充実・レベルアップを図っていくことが重要であると考えます。</p> | 34と同じ |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|-----|-------|---------------------------|----------|--|---|
| 37 | 115 | 高校教育課 | 熊本県立高等学校実習基金について | 意見 | <p>熊本県立高等学校実習基金の使途・目的は、災害復旧費用と実習に使用する設備のうち、単年度で購入できない規模の設備の取得または更新のための積立である。</p> <p>災害復旧費用に係る実習基金積立額については、災害を想定した見積もりであることもあり、予定額及び支出予定年度の想定は困難である。現状は、災害時のビニールハウスの取換費用等具体的な設備を想定し金額を算定しているが、各学校で想定する設備の範囲が大きく異なっている。災害復旧費用に係る実習基金積立額については、設備の取換費用相当額ではなく、例えば財産売払収入の4分の1等一定割合とすることや財産売払収入のうち作物のみの年間売払収入の金額を相当額と仮定する等収入金額に着目した方法も客観性のある金額となると考える。また、実習基金積立については、「県立高等学校実習資金特別会計」の次期繰越額を減少させるおそれがあるため、計画に基づいた基金積立(当該特別会計でいうところの「基金繰出金」)であることを所管課である高校教育課でチェックすることも重要である。</p> | 34と同じ |
| 38 | 117 | 高校教育課 | 「県立高等学校実習資金特別会計」制度の意義について | 意見 | <p>平成18年7月に実習資金特別会計制度検討会により当該特別会計の存続の検討が行われているものの、当該検討会メンバーは、実習校関係者のみによる検討であり、客観性に欠ける側面がある。</p> <p>教育環境、経済環境等の変化に対し、当該特別会計に対する考え方、運営方法等についても再検討が必要な時期に来ているのではないかと考える。</p> | 34と同じ |
| 39 | 122 | 高校教育課 | 貸付金の残高管理について | 指摘 | <p>育英資金等貸与管理システムと会計上の残高が一致しなかった。また、現時点において、管理システムを使用して、任意の時点における正確な残高が集計できないことが判明した。</p> <p>毎年度末において、会計上の残高と管理システム上の残高を必ず突合すること。不一致の場合は是正する等、会計帳簿と管理帳簿の整合性を確保する必要がある。</p> | <p>育英資金等貸与管理システムと会計上の残高が一致しない原因を調査したところ、管理システムで返還免除等の処理を行う際に、処理日を管理できる設定となっておらず、免除する期間の当初に遡って貸付残高が0円となることや、収納データの到達にタイムラグがあることなどが判明した。</p> <p>このようなシステム上の特性をあらかじめ把握しておけば、任意の時点における正確な残高は集計可能であることから、平成29年度当初からは、今回の意見を踏まえ、毎日、管理システム及び会計処理のいずれかで処理漏れもしくはエラー等がないかを突合、金額の一致を確認することにより整合性を確保している。</p> |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|-----|-------|-------------------|----------|--|---|
| 40 | 123 | 高校教育課 | 管理システムに関する統制について | 意見 | <p>県の出納を管理する会計システムにおける収入・支出額と、管理システムにおける回収・貸付額は、一致していなければならない。またこれと併せて、県の会計上「期首貸付残高(過年度における支出額 - 収入額の累計額) + 支出額 - 収入額」で算定される貸付金残高と、管理システムで集計する貸付金の残高との一致を確かめなければ、万が一、いずれかのシステムで処理漏れもしくはエラー等が生じた場合に、両者間の不一致が生じてしまうことになる。</p> <p>従って、フローチャートで示すように貸付・回収の各業務の最後に、「会計上あるべき貸付金残高と照合する」という「チェック」のプロセスが重要である。</p> | 39と同じ |
| 41 | 128 | 高校教育課 | 管理システムのセキュリティについて | 意見 | <p>管理システムのセキュリティ上、次のような対処策が望まれる。</p> <p>データベースのレコードの更新については、特定のデータベースソフト内の正規のメニュー以外からは更新できないようにする。また、そのような設定が可能なデータベースソフトを使用する。</p> <p>やむを得ず、データベースのレコードを直接修正する必要がある場合には、その操作履歴が自動的に記録され、その操作を行った者以外の者がこれを確認できるようなプログラムを組み込む。なおかつ、処理の結果について、処理を行った担当者の上席者が確認を行う。</p> | <p>御意見の対処策については、現行システムの改修では対応できないため、新システムを構築する機会があれば、検討することとしたい。</p> <p>なお、現行システムを運用している間は、データベースのレコードを直接修正する場合、必ず操作記録を紙ベースで記録しておくこととし、定期的に班長が確認することとした。</p> |
| 42 | 129 | 高校教育課 | 管理システムの災害対策について | 意見 | <p>現在、管理システムのデータベースは所轄部署内に設置しているサーバで管理しているが、当該データのバックアップは、当該サーバ内のみで管理されている状況である。</p> <p>定期的に外部媒体にデータのバックアップを取り、遠隔地で保管するといった対策をとることが望まれる。</p> | <p>外部媒体にバックアップを取り、遠隔地で保管する場合、個人情報等を外部に出すことになるが、個人情報の外部への持ち出しは厳しく制限されており、他課で所管しているシステムにおいても遠隔地での保管の事例はほとんどなかった。</p> <p>そのため、個人情報の管理の面から遠隔地での保管については慎重な検討が必要であるが、当面の対策として、サーバ内のデータのバックアップを課内のハードディスクに取っている。</p> |
| 43 | 129 | 高校教育課 | 基金の必要性について | 意見 | <p>近年においては少子化の影響で育英資金の支出も減少傾向にある。逆に元利収入については過去に貸出額の大きかった時期の回収が進むことで増加することが見込まれ、結果としていずれは貸出支出と回収とで収支の均衡が保たれるようになることが考えられる。今後の資金貸与と事業において、収入が支出を上回る状況になれば、基金の残高(平成27年度末残高は191,387千円)についても一般会計に繰戻す検討をすべきではないかと考える。</p> | <p>支出の中には平成28年度で32,000千円を超える事務費が含まれており、熊本地震対応分として特別に交付されている国の交付金を除く返還金の収入だけでは今後も支出を上回る状況にはならない見込みである。</p> <p>将来的に収入が支出を上回る状況になった場合には一般会計への繰戻しを検討したい。</p> |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|-----|------|--------------------|----------|---|---|
| 44 | 135 | 市町村課 | 繰越金の水準について | 意見 | <p>他県と比較し、貸付事業のために資産がプールされているにもかかわらず、本来の事業のために利用されている割合が比較的低いということができ、その分、当該特別会計で保有している資産の活用につき、有効度が比較的低くなっているということができる。</p> <p>一般会計への繰出金の計画をより早期化し、資産利用の効率性を早期に高める努力をすべきではないかと考える。</p> | <p>様々な角度から問題提起があり、「貸付金制度の廃止を含めて、当該事業計画の見直しが必要」との意見を頂戴している。</p> <p>当課としては、市町村にとって有利な合併特例債が近く発行期限を迎えること、準過疎地域に対する資金調達に関する要望があること(他県事例あり)、公共施設等の除却に対する資金需要の増が見込まれること、平成28年熊本地震に伴い復旧・復興に係る財政需要の増が見込まれることなどから、本貸付金制度の存続は必要であると考えている。</p> <p>平成28年度決算統計や地方債の第一次協議等が終了したことから、制度改正を視野に入れて、県内市町村における需要を改めて調査中であり、御意見を踏まえつつ、制度の見直しを検討することとしている。</p> |
| 45 | 137 | 市町村課 | 貸付事業の今後の方向性について | 意見 | <p>下記理由等から当該事業の見直しの検討が必要である。</p> <p>「今後、市町村においては、公共施設等の除却の需要が出てくるものと考えられる」という説明に対し、平成31年度以降の資金需要見込みに反映されておらず、貸付・回収計画の見直しが必要であること</p> <p>自治体の資金調達方法も多様化し、あるいは制度の簡素化等している中、当該事業の存在意義の再検討が必要であること</p> <p>資産の有効活用の面からも、利用度が低い貸付事業については廃止するか、利用度をあげるか、いずれかの目的をはっきりさせたいうえで存否を判断する時期にあること</p> <p>今後の動向について、明確な見通しを立てることは難しいものの、国全体として人口が減少傾向にある中、以前のように資金需要が増えることは考えにくいこと</p> <p>6億円余りの貸付金が無利子で運用されていること</p> | 44と同じ |
| 46 | 143 | 会計課 | 過年度意見に対する今後の対応について | 意見 | <p>昨年度の意見に対する回答については、今後の協議等の進展を待つほかないが、及びについては改めて検討を要する点ではないかと考える。</p> <p>例えば、については「紛失等により回収が見込まれない証紙を把握することは困難であるため、収入証紙特別会計内で管理している繰越金の一部を一般会計へ振替えることはできない。」としているが、それでは半永久的に繰越金のままとなる可能性がある。また、についても社会は変化してきており、県民からみた利便性という観点からも見直しの議論があってもいいのではないかと考える。</p> | <p>については、収入証紙制度の見直しの議論を否定するものではないが、他都道府県の動向等を踏まえると、今はその時期ではないと考えている。</p> <p>については、将来的に収入証紙制度から新たな制度に移行し、収入証紙特別会計を廃止する場合には、それらを含めて清算することになるものと考えている。</p> |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|-----|-------|----------------------------|----------|--|---|
| 47 | 144 | 会計課 | 証紙特別会計の見直しについて | 意見 | <p>「繰越金の残高を特別会計に残しておくことの是非」につき、「回収が見込まれない証紙を把握することは困難」であることを理由に、「繰越金の一部を一般会計に振替えることはできない」としている。そもそも繰越金の内訳が正確に把握できない性質のものを、繰越金として残しておくことに問題があるのではないか。</p> <p>年間ベースで取扱金額が大きく、当該手数料収受に関する証紙の売りさばき場所が決まっている項目(自動車運転免許更新関係、衛生関係手数料、等)は、売りさばき人が指定金融機関から証紙を購入した時点で当該部署の収入に計上し、そうでないものについては売りさばき時点で、例えば会計課の一般会計における雑収入として計上し、その後各部署での証紙の回収実績に応じて収入金額を振替えるという方法でもよいのではないか。このようにすれば、各年度において「販売したが未使用」となった証紙については、当年度の「雑収入」として整理されることになり、少なくとも特別会計で繰越金として残置することはなくなる。</p> <p>この方法を採用するとした場合、例えば、過去の分は今後10年間繰越金で管理するという暫定処置で対応し、10年後残置されている額は一括で一般会計に繰戻し、今後収入証紙売却分は、年度毎に完結するという方法でもよいのではないかと考える。</p> | <p>本会計の繰越金は、売りさばき人が指定金融機関から証紙を購入し、一般購入者へ売りさばき、申請書に貼付されて県に提出されるまでのタイムラグによる一時的な滞留分である。将来的に必要となる財源であり、財源の確実な確保を図るためにも、毎年度繰越すべき性質のものである。</p> <p>そのため、提案いただいた繰越金を一般会計により管理する方法については、現状では措置する状況にないと考えている。</p> |
| 48 | 147 | 会計課 | 証紙以外による手数料の収受について | 意見 | <p>昨年の報告書(平成27年度包括外部監査報告書65ページ)でも述べられているとおり、少なくとも現金導入に関するイニシャルコストとランニングコストの見込額を比較した限りにおいては、経済性の面から言って現金収受の導入を検討する余地は十分あるものと考えられる。</p> | <p>収入証紙による使用料・手数料等の収納方法は、現金を取り扱わないことによる安全性や利便性等の面で有用であると考えている。</p> <p>収入証紙制度の見直しの議論を否定するものではないが、他都道府県の動向等を踏まえると、今はその時期ではないと考えている。</p> |
| 49 | 152 | 財政課 | 県債に関わる職員の充実について | 意見 | <p>もし人員を増強することで、金利を少しでも下げることができるのであれば、増員した職員の人件費を上回る効果が得られる可能性がある。</p> <p>取引金融機関の幅を広げること、及び金利の引き下げを実現するために必要であれば、人員の増強を検討する必要がある。</p> | <p>現状は、九州各県(10年(3年据置)利率:福岡県0.220%、佐賀県・長崎県0.186%、鹿児島県0.185%)と比しても低い水準(0.180%)の金利で調達ができており、人員増強と低金利化は必ずしも連動していない。そのため、まずは先進事例の調査等担当職員のスキルアップを図る取組みを進めている。</p> |
| 50 | 160 | 環境政策課 | 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の資産管理について | 指摘 | <p>公益財団法人水俣・芦北地域振興財団が出資しているチッソ(株)子会社A社は、5年以上も休眠状態である。同財団を監督する立場にある県としては、同財団に今後の対応を検討するよう指示すべきである。</p> | <p>平成29年6月26日付け環政第140号にて、同財団に対し、A社の今後の対応について、チッソ株式会社と協議し環境政策課へ報告するよう指示を行った。</p> |

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

| 番号 | 頁 | 所管課 | 件名 | 指摘・意見の区分 | 内容 | 改善措置 |
|----|-----|-------|------------------------------|----------|--|---|
| 51 | 161 | 環境政策課 | チッソ株式会社の返済原資の確認について | 意見 | 国の主導でチッソ株式会社に対する支援措置が政策的に行われていることは理解できるが、国、県は、チッソ株式会社に対する支援措置をもっと丁寧に国民に説明すべきであり、情報を公開すべきである。 | 県としては、県議会への報告や金融支援措置についての経緯に関する参考資料の送付を実施しており、現状、十分な情報公開に努めていると考える。 |
| 52 | 162 | 環境政策課 | 水俣病問題に関する情報発信・ディスクローズの評価について | 意見 | 2度と起こしてはならない水俣病に類する公害について熊本県が積極的に水俣病関連に関する情報発信予算を設定し、取り組んでいることは評価できる。 | 今後も水俣病関連に関する情報発信に努める。 |